令和８年第３回　朝倉市農業委員会　会議録

１．　令和８年３月１０日、１４時００分に朝倉市役所３階大会議室において、第３回農業委員会を招集した。

２．出席委員

【農業委員１５名】

１番　井上　ながえ	２番　師岡　昭德（欠席）	３番　星野　洋子
４番　信國　政吉	５番　鳥巣　良彦	６番　大坪　　茂
７番　大隅　高博（欠席）	８番　田子森　靜男	９番　空閑　正樹
１０番　森高　繁美（欠席）	１１番　江藤　博文	１２番　水上　庸子
１３番（　欠　員　）	１４番　山内　一男	１５番　田中　敏朗
１６番　内田　英彦	１７番　畑　　和德	１８番　林　　新吾
１９番　樋口　博幸		

【農地利用最適化推進委員１３名】

２０番　唐川　富雄（欠席）	２１番　髙良　悟	２２番　日野　孝紀
２３番　田邊　由紀嗣（欠席）	２４番　井上美津子	２５番　大内田　豊年
２６番　安陪　廣重	２７番　松岡　光夫	２８番　山﨑　德松
２９番　小島　廣美（欠席）	３０番　小林　繁隆（欠席）	３１番　鬼塚　清明（欠席）
３２番　岩下　豊	３３番　熊谷　明美	３４番　篠原　新二
３５番　平井　豊子	３６番　石井　仁美	３７番　森　　順仁（欠席）
３８番　矢野　一彦		

（※２１番・２４番・３３番・３８番は、代表推進委員。）

３．付議事項

・報告第　１号　　農地法第１８条の規定による合意解約通知について

・議案第　１号　　農用地利用集積等促進計画（特例事業関係）について
・議案第　２号　　農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
・議案第　３号　　農地法第３条の規定による許可申請について
・議案第　４号　　農地転用計画変更申請について
・議案第　５号　　農地法第５条の規定による許可申請について

４．本会議の議長　　朝倉市農業委員会会長　　樋　口　博　幸

５．本会議の書記　　朝倉市農業委員会事務局　　大　山　豊　揚

６．本会議に出席した事務局職員

事務局長　　中　村　敬一郎
事務吏員　　渡　辺　　晃
事務吏員　　川　波　貴　敬
事務吏員　　岩　切　範　宏

（　開会　１４時００分　）

７．議　　事

議　長　　ただ今より、令和８年第３回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。
それでは、これより議案等の審議に入ります。ただ今の出席委員数は農業委員１５名、農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）１３名であります。
会議規則第６条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。
議事録署名人に６番大坪委員、８番田子森委員を指名いたします。よろしくお願いします。
それでは、１ページをお開きください。報告第１号「農地法第１８条の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議　長　　事務局。

事務局　　（渡辺）議案朗読をもって説明
４ページまで１９件ございます。以上、報告いたします。

議　長　　事務局の説明は終わりました。報告番号１番から１９番までを一括とし、質問や意見のある方は挙手にて議席番号、名前をお願いします。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　　なければ、以上で報告第１号を終わります。
５ページをお開きください。
次に、議案第１号「農用地利用集積等促進計画（特例事業関係）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議　長　　事務局。

事務局　　（岩切）議案朗読をもって説明

議　長　　事務局の説明は終わりました。
審議番号１番については、推進機構への売り渡し及び買い入れとなります。以上、審議番号１番の案件につきましては、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第１９条に基づく各要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。

議　長　　事務局の説明は終わりました。審議番号１番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　　なければ、審議番号１番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　　賛成の挙手

議　長　　賛成多数と認め、議案第１号は承認とし、市長へ通知いたします。
６ページをお開きください。
次に、議案第２号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。なお、審議番号１番についても続けて説明をお願いします。
事務局挙手

議　長　　事務局。

事務局　　（岩切）議案朗読をもって説明
審議番号１番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。

議　長　　事務局の説明は終わりました。それでは審議番号１番について、担当地区委員の８番田子森委員、２０番唐川委員を指名いたします。
次に、審議番号２番について、事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議　長　　事務局。

事務局　（岩切）審議番号２番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。

議　長　事務局の説明は終わりました。それでは審議番号２番について、担当地区委員の３番星野委員、３２番岩下委員を指名いたします。
次に、審議番号３番について、事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議　長　事務局。

事務局　（岩切）審議番号３番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。

議　長　事務局の説明は終わりました。それでは審議番号３番について、担当地区委員の１２番水上委員、２８番山﨑委員を指名いたします。
７ページをお開きください。
次に、審議番号４番について、事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議　長　事務局。

事務局　（岩切）審議番号４番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。

議　長　事務局の説明は終わりました。それでは審議番号４番について、担当地区委員の１９番樋口委員、３４番篠原委員を指名いたします。
審議番号１番から４番を一括とし、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　なければ、審議番号１番から４番について、賛成の方の挙手を求めます。

全委員　賛成の挙手

議　長　賛成多数と認め、議案第２号は可決されました。
８ページをお開きください。
次に、議案第３号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議　長　事務局。

事務局　（渡辺）議案朗読をもって説明。
ご審議方よろしくお願いします。

議　長　次に、審議番号１番に入りますが、審議番号１番は、譲受人について農業委員会等に関する法律第３１条第１項に該当し、１２番水上委員が関係しますので、審議が終わるまで１２番水上委員は退室をお願いします。
（　１２番　水上委員　退室　）

議　長　それでは、審議番号１番について、担当推進委員の説明を求めます。２８番山﨑委員。
２８番挙手

議　長　２８番山﨑委員。

２８番　（山﨑委員）審議番号１番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については記載のとおりです。契約は売買です。譲受人は規模拡大で、この方は認定農業者です。譲渡人は規模縮小です。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　担当推進委員の説明は終わりました。
審議番号１番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　　なければ、審議番号１番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　　賛成の挙手
議　長　　賛成多数と認め、審議番号１番は許可といたします。
審議が終わりましたので、１番水上委員の入室をお願いします。
（　１２番　水上委員　入室　）
議　長　　次に審議番号２番について担当委員の説明を求めます。６番大坪委員。
６番挙手
議　長　　６番大坪委員。
６番　　（大坪委員）審議番号２番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は、贈与です。親が高齢で農業ができないため、子に贈与するものです。農機具等は全て実家の方に置いてあるそうです。譲受人は若いころ農作業の手伝いをしてあったそうです。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　　担当委員の説明は終わりました。
推進委員より補足説明はありませんか。
２７番　　（松岡委員）ありません。
議　長　　審議番号２番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　　なければ、審議番号２番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　　賛成の挙手
議　長　　賛成多数と認め、審議番号２番は許可といたします。
９ページをお開きください。
次に審議番号３番について担当委員が欠席ですので事務局の説明を求めます。事務局。
事務局挙手
議　長　　事務局。
事務局　　（渡辺）審議番号３番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。譲受人は規模拡大。譲渡人は二人とも資産整理のためです。一人目の譲渡人の農地は、新しく国道が通ったことで農地が分断されたため、小さい方の農地を譲渡するものです。二人目の譲渡人は、所有する農地のほとんどが板屋地区にあるため、今回の申請農地を整理するものです。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　　事務局の説明は終わりました。
審議番号３番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　　なければ、審議番号３番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　　賛成の挙手
議　長　　賛成多数と認め、審議番号３番は許可といたします。
次に、審議番号４番について、担当委員の説明を求めます。８番田子森委員。
８番挙手
議　長　　８番田子森委員。
８番　　（田子森委員）審議番号４番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。譲渡人は、高齢で体の自由が利かなくなったことと後継者がいないことから譲渡すものです。譲受人は規模拡大。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　　担当委員の説明は終わりました。

審議番号４番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　なければ、審議番号４番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　賛成の挙手

議　長　賛成多数と認め、審議番号４番は許可といたします。
次の審議番号５番と６番は、私が担当委員になっていますので議長を林副会長と交代します。
（　議長交代　）

副会長　議長を交代しました。
次に、審議番号５番について、担当委員の説明を求めます。１９番樋口委員。
１９番挙手

副会長　１９番樋口委員。

１９番　（樋口委員）審議番号５番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。譲受人は新規就農となっていますが、兄の土地を購入予定で耕作していました。農地取得の下限面積が廃止されたことから今回申請に至ったものです。譲渡人は規模縮小。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

副会長　担当委員の説明は終わりました。
審議番号５番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

副会長　なければ、審議番号５番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　賛成の挙手

副会長　賛成多数と認め、審議番号５番は許可といたします。
１０ページをお開きください。
次に、審議番号６番について、担当委員の説明を求めます。１９番樋口委員。
１９番挙手

副会長　１９番樋口委員。

１９番　（樋口委員）審議番号６番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。譲渡人は６年前に申請土地を購入してありましたが、自宅から少し離れているので、譲受人にお願いして売買に至ったものです。譲受人は規模拡大。譲渡人は、規模縮小。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

副会長　担当委員の説明は終わりました。
推進委員より補足説明はありませんか。

３４番　（篠原委員）ありません。

副会長　審議番号６番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

副会長　なければ、審議番号６番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　賛成の挙手

副会長　賛成多数と認め、審議番号６番は許可といたします。
ここで議長を樋口会長と交代します。
（　議長交代　）

議　長　議長を交代しました。
次に、審議番号７番について、担当委員の説明を求めます。５番鳥巣委員。
５番挙手

議　長　５番鳥巣委員。

５番　（鳥巣委員）審議番号７番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。譲渡人は、高齢のため施設入所してあります。申請土地は、譲渡人が空き家バンクに登録していたところ、譲受人が購入を希望し、この空き家に農地がついていたものです。譲受人は、昨年から申請土地の地区の方々とも付き合いがあり、地元の農業組織にも加入され、農道・水路の清掃などにも参加されています。何ら問題ないと思います。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議　長　担当委員の説明は終わりました。
審議番号７番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　なければ、審議番号７番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　賛成の挙手

議　長　賛成多数と認め、審議番号７番は許可といたします。
次に、審議番号８番について、担当委員の説明を求めます。１５番田中委員。
１５番挙手

議　長　１５番田中委員。

１５番　（田中委員）審議番号８番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。申請土地は、数年前の災害で土砂崩れがあり、柿畑が被災に遭っています。工事をしている人と譲渡人がたまたま会って、農地を手放したいと話したところ工事関係者である譲受人が購入することになったそうです。譲受人は柑橘類を作付けされるそうです。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　担当委員の説明は終わりました。
推進委員より補足説明はありませんか。

２５番　（大内田委員）ありません。

議　長　審議番号８番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　なければ、審議番号８番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　賛成の挙手

議　長　賛成多数と認め、審議番号８番は許可といたします。
１１ページをお開きください。
次に審議番号９番について、担当委員の説明を求めます。１１番江藤委員。
１１番挙手

議　長　１１番江藤委員。

１１番　（江藤委員）審議番号９番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与です。譲受人が所有する耕作地と農業用倉庫が隣接する当該農地を取得するため、譲渡人に強く要望したところ、当該農地には抵当権がついており、抵当権の解除費用を譲受人が持つことで契約が贈与となっています。譲受人は農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　担当委員の説明は終わりました。
審議番号９番について、質問や意見はありませんか。
抵当権はかなり昔のものですか。

１１番　（江藤委員）詳しくは聞かなかったのですが、譲渡人が高齢であることもあり、外すのに費用がかかるということで相殺することになったようです。

議　長　ほかに質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　　なければ、審議番号９番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　　賛成の挙手
議　長　　賛成多数と認め、審議番号９番は許可といたします。
次に、審議番号１０番について、担当委員の説明を求めます。１７番畑委員。
１７番挙手
議　長　　１７番畑委員。
１７番　　（畑委員）審議番号１０番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与です。申請土地横の農道拡幅工事により、この１２㎡がどうしても残るということで、隣接農地の譲受人に管理をしてほしいとお願いしたものです。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　　担当委員の説明は終わりました。
推進委員より補足説明はありませんか。
２２番　　（日野委員）ありません。
議　長　　審議番号１０番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　　なければ、審議番号１０番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　　賛成の挙手
議　長　　賛成多数と認め、審議番号１０番は許可といたします。

ここで議事の進行上、暫時休憩といたします。
１４時４０分まで休憩します。

１４時２５分休憩
１４時４０分再開

議　長　　それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。
１２ページをお開きください。
次に、議案第４号「農地転用計画変更申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
審議番号１番についても続けて説明をお願いします。事務局。
事務局挙手
議　長　　事務局。
事務局　　（川波）議案朗読をもって説明
申請人・申請土地の状況・転用目的は議案書記載のとおりです。変更理由は、建築会社の変更により転用計画が変更されたものです。前回許可年月日は、令和４年１月２５日に農地法第５条許可が出ています。参考事項として、居宅１棟の面積が５７．９６㎡から６９．００㎡に変更されたものです。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　　事務局の説明は終わりました。
審議番号１番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　　なければ、審議番号１番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　　賛成の挙手
議　長　　賛成多数と認め、審議番号１番は承認といたします。
１３ページをお開きください。
次に議案第５号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明

を求めます。
事務局挙手
議　長　事務局。
事務局　（川波）議案朗読をもって説明
議　長　事務局の説明は終わりました。審議番号１番について、担当委員の説明を求めます。６番大坪委員。
６番挙手
議　長　６番大坪委員。
６番　（大坪委員）審議番号１番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。転用の目的は、貸家住宅９棟。転用の理由は、申請地周辺は住環境が良いため、貸家住宅を建築するものです。参考事項として、第一種住居地域、貸家住宅９棟です。農地法の運用は、用途地域が定められている農地に該当します。都市計画用途区域内で第３種農地に該当します。汚水は前の道に下水が通っていますのでそちらに流します。雨水は道の下を通るようになっています。特に問題ないと思います。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当委員の説明は終わりました。
審議番号１番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号１番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、審議番号１番は承認といたします。
次に審議番号２番について、担当委員の説明を求めます。７番大隅委員が欠席ですので、
２７番松岡委員。
２７番挙手
議　長　２７番松岡委員。
２７番　（松岡委員）審議番号２番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は賃貸借です。転用の目的は、露天駐車場で転用の理由は、本社の増築と職員が多く月１回の定例会や研修会時の駐車場が足りない状態となっていますので、駐車場の拡張を行うものです。参考事項としては、駐車場１９３台、農地法の運用は１０ｈａ以上の一団の農地の敷地拡張に該当します。今回申請地の中に水路があります。その水路に溜枡を設置し農業用水路に流すそうです。農地の区分は第１種農地になります。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当推進委員の説明は終わりました。
審議番号２番について、質問や意見はありませんか。
ここは、純粋に駐車場ですか。建替えは既存敷地ですか。
事務局挙手
議　長　事務局。
事務局　（川波）ここは純粋に駐車場で北側にあるグラウンドも含めて駐車場となります。社屋建替えは、現在社屋の周辺となり、農地の中で建替えはありません。
５番挙手
議　長　５番鳥巣委員。
５番　（鳥巣委員）駐車場としては広すぎるような気がするのですが、申請と違うものが建つようなことはないのか。また、それをガードするような対策はあるのか。
事務局挙手
議　長　事務局。

事務局　（川波）市の対応策として、何年間拘束するというものはありません。経営状況や社会情勢の変化などが生じた場合など、どうしても駐車場を切り売りせざるを得ない場合などがあり得ます。あと、県とのやりとりで建物が建たない駐車場や資材置場などは状況によって転用が完了したのち３年間は、半年ごとに使用状況を報告することになっています。これは、該当する事案かどうかは県が判断することになりますので、今回の申請が該当するかはわかりません。
補足ですが、転用許可後は、工事の進捗状況報告が義務付けられており、転用許可後３ヶ月後の報告とそれ以降１年ごとの報告が完了するまで義務付けられています。

議　長　社屋が建っている駐車場との段差はだいぶんあるのですか。今回申請の駐車場は、現在社屋が建っている駐車場と高さを合わせるのですか。

事務局　（川波）グラウンドと申請地の間には段差があります。申請地は盛土をして高さを合わせます。

議　長　申請地はアスファルト舗装するのですか。

事務局　（川波）アスファルト舗装の予定です。

議　長　申請地と隣の境にはブロックなどを設置するのですか。

事務局　（川波）隣との境には、ブロックやＬ型擁壁を設置する予定です。

議　長　高さがどのくらいあがるか分かりますか。

事務局　概ね５０センチ程度あがるようです。

議　長　既存の敷地は、１万平米以上あるのでしょうか。

事務局　（川波）行政書士に積み上げてもらった面積で言うと、１４，０００平米を超えます。

議　長　他に質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　なければ、審議番号２番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　賛成の挙手

議　長　賛成多数と認め、審議番号２番は承認といたします。
次に審議番号３番について、担当委員の説明を求めます。１５番田中委員。
１５番挙手

議　長　１５番田中委員。

１５番　（田中委員）審議番号３番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。転用の目的は、セブンイレブンの北側に自己用住宅を建設するものです。隣接する宅地との一体開発になります。雨水は、東側と北側にある用水路に流すそうです。西側にも道路を挟んで排水路があるのでそちらに流すそうです。下水は、北側の道路に下水道が通っているので接続するそうです。申請地の土地高ですが、セブンイレブンの駐車場より３０センチくらい高くなるそうです。農地法の運用は１０ｈａ以上の一団の農地の集落接続に該当します。農地の区分は、第１種農地になります。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　担当委員の説明は終わりました。
担当委員及び推進委員の補足説明はありませんか。
３２番挙手

議　長　３２番岩下委員。

３２番　（岩下委員）譲受人は、汚水の心配をしているようでしたが、現場を見ると道路の反対側に下水のマンホールがありましたので問題ないと思います。
審議番号３番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　なければ、審議番号３番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　　賛成の挙手

議　長　　賛成多数と認め、審議番号３番は承認といたします。

以上をもちまして、全ての議案等の審議が終了いたしました。

（会議終了時刻　１５時１１分　）